

石川県教職員結核管理の概況について

金沢大学結核研究所教授	柿	下	正	道
同 講師	高	野	徹	雄
石川県公衆保健課長	加	納	秀	雄
金沢市中央保健所長	村	上	康	正
石川県七尾保健所長		守	成	一

(受付：昭和36年4月21日)

衆知のごとくかつてはわが国々民死亡率の最高位は結核症で、しかも石川県は長年全国の第一位を示していた。そのため石川県においては昭和18年より結核予防特別対策が実施せられ今日に及んでいる。

教職員に対しても特にその接触する学徒に及ぼす影響の重大性にかんがみ学校教育法、学校身体検査規則、学校伝染病予防規則、結核予防法等に基いて、結核検診、療養ならびにその後の処理が行なわれて来たが、各種の公的あるいは私的事情によつてその徹底を期待することは困難な実情にあつた。そこで昭和26年県教育委員会では教育長の諮門機関として石川県教職員健康管理審査委員会（以下委員会といふ）が設けられその構成は委員7名で、学識経験者及び関係官庁の職員の内から教育長が委嘱して編成された。更に翌27年には石川県公立学校教職員結核管理規則が公布され、委員会において判定された結果に基づき、この規則によつて処理されて今日に至つている。

昭和26年以降現在までの委員は大学教授1名、県厚生部職員2名、県立教員保養所長および保健所長3名で運営されている。

委員会で取り扱う事項はあらかじめ内規した「教職員健康管理審査委員会審査基準」によつて、提出された「レ」線写真と医師の診断書に基づいて、

(1) 新採用者の判定

- (2) 結核による休職希望者の判定
- (3) 教員保養所入所希望者の判定
- (4) 復職希望者の判定
- (5) 定期検診の最終判定とその指導
- (6) 結核療養者の経過観察およびその指導

などで、いずれも合議制により、決定事項は保健体育課長の下で整理し、教育長に報告し、それぞれの担当課において処理することとした。判定に対し疑義の生じた場合は、更に資料を集め、翌月の委員会において再審査することとした。委員会に提出される材料は新採用者にあつては保健所または公立病院で作成された資料により、休職、保養所入所希望者は主治医の作成したものによつて判定された。

定期検診は各地区の保健所において精密検査を行なつた資料のすべてを委員会に提出せしめて最終判定を行なつた。指導区分は学校保健法に基づいて、生活規正面からはA（要休養）、B（要軽業）、C（要注意）、D（健康）とし、医療面では1（要医療）、2（要観察）、3（健康）とするが、われわれはA₁は原則として入院療養とし、A₂、B₁の判定は除き、B₂は3カ月毎に保養所、指定の保健所または病院において精密検査を施行し、委員会に報告せしめた。療養者がBと判定された場合は保養所において3カ月のアフターケヤーを行ない、入所期間中異常を認めないものはB₂として教壇に復帰せしめた。しかうして指導区分は定期検診時状態

によつて改めることとした。またAおよびBと判定した者に対するはすべて保健手帳を交付し、Aは毎月主治医により、Bはおおむね3カ月に1回保健所において症状を記入せしめ判定時の資料とした。

復職の判定基準は、結核の各種治療法に基づく遠隔成績の明確でない今日どこでも問題となる点が多いが、教職員の場合は職業の特殊性上^{1)～8)}一層重要視されねばならない。

われわれの委員会は大阪鉄道病院の内田,他⁹⁾

によつて発表された「肺結核罹患国鉄職員の職場復帰可否を判定する基準決定についての考察」を参考として次のとおり内規を定めた。その後奈良県¹⁰⁾、千葉県¹¹⁾の教育委員会より発表されたものも全身状態を参考とする点、再発防止に化学療法を追加せる点等改善せられ、また岡田¹²⁾教授は「結核教員の復職およびその審査基準について詳細に意見が述べられているがその大綱はほとんど同様である。

石川県教職員健康管理審査委員会審査基準

教職員採用時ならびに休職教職員復職時の胸部検査適格基準を下記の通りとする。

1 教職員採用時胸部検査適格基準

- (1) 胸部X線写真上次の程度の変化があるが赤沈の異常促進を示さない迄回復したもの
 - イ 数個の石灰化又は骨化せる陰影
 - ロ 硬性初期変化群陰影
 - ハ 肺門部陰影が増強している程度のもの
 - ニ 陳旧性肋膜炎による陰影
 - ホ 硬化性肺尖部陰影
 - ヘ 肺野の陰影あるが、硬化治癒性と認めるもの
但し陳旧性肋膜炎による陰影 ((1)の2) 広範であるか又硬化性陰影 ((2)のロ) 濃くその部の肺の状況明瞭でない時は更に断層写真等によつて空洞の存在していないことを確かめなければならない
- (2) 次に該当するものは不適格とする
 - イ 原則として塗抹あるいは培養で結核菌を排出するもの
 - ロ 胸部X線写真上活動性陰影のあるもの
 - ハ 初感染あるいは胸部X線写真上ほとんど正常でもあまり赤沈の促進するもの
 - ニ 肋膜炎治癒後1年内のもの

2 休職教職員復職時の胸部検査基準

結核性疾患により休職治療中の教職員は能登地区

は七尾保健所、加賀地区は美川教員保養所あるいは金沢保健所か県立中央病院の何れかにおける諸検査結果を所要書類に添えて県教育委員会へ提出し審査に合格したものを適格とする。

- (1) 採用時の適格基準第1項相当迄回復したもの
但し復職希望3カ月以内において喀痰3回、胃液2回、計5回結核菌培養連続陰性なることを要する（喀痰欠如するものは胃液3回）
 - (2) 肺結核で人工気胸療法を開始せるものは開始1カ年後、外科的手術をうけたものは手術1カ年後経過良好で陰影吸収または硬化性となり前項記載の如く培養陰性なるもの
 - (3) 肋（腹）膜炎発病後1年、胸水消失後半カ年を経過し、胸部X線写真上、活動性浸潤を認めず、肋膜肥厚のみを認め第1項記載の如く培養陰性なるもの
 - (4) X線写真ほぼ正常なる初感染者にして赤沈促進するものは、赤沈値正常に復したる後喀痰2回、胃液1回計3回培養陰性なるもの
- 付則 復職者は要注意者として復職時を基算として3カ月ごとに1カ年間七尾、金沢各保健所、美川教員保養所、石川県中央病院のいずれかにおいてX線撮影、血沈、培養検査を施行し、経過を観察するものとする。

年次別結核検診成績

石川県教育委員会の所管にかかる公立学校の教職員（公立幼稚園を含む）の5月末における

数は昭和30年の7,688名が最高で、各年おおむね7,400名台である。

委員会が円滑に運営されるに至つた昭和28年以降における結核検診の成績は、第1表に示すように B₂（要軽業、要観察）と判定された者は昭和31年が最高で、対象者7,428名中241名（3.2%）でその他の年は療養後の復職者を含めておおむね2%前後で最近2カ年間は1.8%であつた。

A₁（要休業、要医療）と判定された者は昭和28年94名（1.3%）であつたのが昭和34年度

には12名（0.2%）と年々著明な減少を示した。このような傾向は田辺¹⁴⁾の名古屋市教職員、武光¹⁵⁾の群馬県教職員、内田⁹⁾の千葉県教職員の年度別結核要療養者新発見率と同様の傾向にある。

年間における療養中の患者総数もまたそれに平行して減少し、昭和28年には県下に216名の療養者があつたが昭和34年にはわずかに39名となり全対象者の0.5%に過ぎない。

第1表 教職員の年次別結核検診成績

年 度	対象者数	要注意者 B ₂ (%)	要療養者 A ₁ (%)	療養中 の者 (%)
昭和 24～27 年			(昭27年度 121名)	279名
28年	7,331	123(1.7)	94(1.3)	216(2.9)
29年	7,599	186(2.4)	60(0.8)	166(2.2)
30年	7,688	196(2.5)	70(0.9)	151(2.0)
31年	7,428	241(3.2)	44(0.6)	108(1.5)
32年	7,444	172(2.3)	28(0.4)	91(1.2)
33年	7,185	131(1.8)	22(0.3)	52(0.7)
34年	7,474	134(1.8)	12(0.2)	39(0.5)

第2表 療養者から復職、退職、
および死亡の状況

年 度 别	復 職 者	退職者※	死 亡
昭和24～27年	54	27	2
28 年	39	17	0
29 年	53	26	3
30 年	53	24	1
31 年	63	21	2
32 年	51	9	0
33 年	48	10	0
34 年	46	3	0
計	407	137	8

※希望退職者を含む

年次別結核療養者の転帰について

その成績は第2表に示すように、療養後アフタークリヤーを終え教壇に復帰した者は昭和24年から同34年までの間に407名で昭和31年が最も多かつた。また退職者は137名で、この内には療養期間の満了したものもあるが、年令関係で

退職の勧告による希望退職者も多数含まれているが、それらは昭和29、30、31年の間に71名で半数以上に達している。

死亡者は昭和31年までに8名でそれ以後はなかつた。

療養期間について

復職者230名についてその療養期間をみると（第3表参照）1カ年半から3年にわたる者が最も多かつた。石川県においては外科的療法を行つた者は術後最短6カ月間病院で加療し、その後保養所および自宅において6カ月間アフタークリヤーを行なつた後、すなわち術後復職までの期間を1カ年と委員会で内規されている関係上、教育公務員特例法による期間が満了した者に対しても術後であれば更に1カ年間休職期間の延長が認められているため（但し無給）療

養4カ年目に及んだ者が25名あつた。

第3表 復職者230名の療養期間別観察

療 養 期 間	復 職 者	%
7 ～ 12カ月	17	7.4
13 ～ 18カ月	35	15.2
19 ～ 24カ月	50	21.7
25 ～ 30カ月	40	17.4
31 ～ 36カ月	63	27.4
37 ～ 48カ月	25	10.9

復職者中からの再発について

以上のような基準により厳密な判定の下に復職せしめた407名の内再療養を命ぜられた者は6名（復職者の1.5%）あつた。その6名について再検討するに内3名は結核腫で外科的療法を行なわず症状安定せるため復職せしめた者で、復職後2～3年目にその部に透亮の像を認めるに至つたものであつた。

1例は化学療法により、他の1例は気胸療法と化学療法を併用し治療と判定した者で、最後の例は左上葉の空洞剔出後復職せしめてから2年後に反対側上葉に再発した症例であつた。以上のことから結核腫は努めて手術療法を行なうべきであり、また復職者に対しては症例によつては千葉県教育委員会で行なつておられるよう INH 等による発病予防を一定期間実施するよう指導する必要性を認めた次第である。

肺結核患者の再発問題については三支¹⁶⁾、笠井¹⁷⁾、佐藤¹⁸⁾らの報告のほか結核研究の進歩第18号「再発」特集号において隈部博士他多数の結核研究の権威者が化学療法または外科的療法後の再発について、あるいは結核治療後の管理面から検討し、意見が述べられている。化学療法については長期療法特にいわゆる Target Point 後更に一定期間化学療法を実施した者に再発が少ないと、また治療法も2者併用よりも3者併用療法の優れることなどが述べられ、外科的療法では胸成術よりも切除術を施行した者に再発が少なく、ことに外科的療法後化学療法の併用が一層再発率を低下せしめると述べられているが、私達の実例からみてもその感を深くする次第である。

結語

石川県教職員の結核患者は教職員の結核に対する理解と検診に対する協力、ならびに健康管理審査委員会の適切なる運営によつて、過去10年間にきわめて順調に減少して來たが、これは在職者に対する管理の徹底と新採用者の厳選に基づくもので、県民の結核患者ならびに死亡率の減少の一断面を示すものでないことは当然であるが、しかし県が昭和18年来実施して來た結核特別対策によるところが直接間接にきわめて大きい。

しかしこのような統制ある厳重な管理が行なわれていても昭和34年度の定期集団検診（5月）において健康と判定された者の内からその後に結核性脳膜炎1例、滲出型浸潤巣中に空洞を認めた者3名を出していることからしても年2回の検診を要するものと考える。また復職者の管理指導についても更に考慮すべき必要性を痛感する次第である。

（稿を終るに臨み石川県教育委員会ならびに県下各保健所の職員各位の御協力に対し深く感謝いたします。）

文献

- 1) 森、田川：結核、15, 670, 1937.
- 2) 新井：結核の臨床、1, 242, 1988.
- 3) 星：東北医学、25, 125, 1939.
- 4) 中村、他：結核、18, 423; 439, 1940.
- 5) 藤田：日結、7, 480, 1948.
- 6) 杉浦：京都府大医誌、56, 334, 1954.
- 7) 千葉：東鉄管理所報、II, 317, 1955.
- 8) 金光：同上、II, 359, 1955.
- 9) 内田：交通医学、6, 22, 1952.
- 10) 宝来、他：日本医報、1793, 42, 1953.
- 11) 内田：千葉医誌、35, 1352, 1959.
- 12) 岡田：日本医報、1700, 25, 1956.
- 13) 黒沢：呼吸器診療、15(5), 324, 1959.
- 14) 田辺：第3回学校保健学会総会、1956.
- 15) 武光：学校における結核管理、東山房、1957.
- 16) 三支：日結、16, 55, 1957.
- 17) 笠井：日結、17, 167, 1958.
- 18) 佐藤：日結、17, 172, 1958.
- 19) 隈部、他：結核研究の進歩、第18号、1957.